

別紙 1

作業環境測定仕様書

1. 目的

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第1項の規定に基づき、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第3条第2項により、作業環境測定を行うものである。

2. 実施場所

下関市衛生検査センター（試験検査課）
下関市武久町二丁目6番1号

3. 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務概要

有機溶剤、特定化学物質使用場所の作業環境測定に必要なデザイン、サンプリング、分析、測定記録及び測定結果の評価を行う。測定対象物質等詳細については、別紙2「作業環境測定項目」のとおりとする。

5. 測定日

測定日については双方協議の上、決定する。1回目8月、2回目2月を予定。

6. 測定方法

作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第10条及び第13条に定める方法によること。

7. 測定記録

測定を行った際には、次の事項を記録し、結果報告書に記載すること。

- (1) 測定日時
- (2) 測定方法
- (3) 測定箇所
- (4) 測定条件
- (5) 測定結果
- (6) 測定を実施した者の氏名

8. 測定結果の評価

作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に従って、測定結果の評価を行い、次の事項を結果報告書に記載すること。

- (1) 評価日時
- (2) 評価箇所
- (3) 評価結果
- (4) 評価を実施した者の氏名